



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツの「物言うボランティア」：学校外政治教育としての実践と課題
Author(s)	渡部，聡子
Citation	国際広報メディア・観光ジャーナル， 36， 3-18
Issue Date	2023-07-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/90195
Type	departmental bulletin paper
File Information	Jimcts_36 (1).pdf



ドイツの 「物言うボランティア」 —学校外政治教育としての実践と課題—

北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 助教

渡部 聡子

“Volunteers Who Speak Up” in Germany: The Political Practices and Challenges of Out-of-School Citizenship Education

WATANABE Satoko

abstract

This paper aims to not only determine why political, critical, and volunteer activities are interconnected and supported as political measures in Germany but also identify their political challenges. First, it presents an overview of the formation of comprehensive concepts and describes how volunteer activities have been supported as out-of-school citizenship education followed by an analysis of the practice of education using critical activities to motivate and enable political participation with critical thoughts. The focus is on voluntary service, in which volunteers are involved in organizational designs, educational practices targeted to their needs, and theoretical foundations of environmental groups with established volunteer activities as out-of-school citizenship education, with both present and past participants remaining proactive. However, the challenges facing such education include their limited criticality, the fact that social learning is not necessarily linked to democratic and/or political competences, and the assumption that participants are homogenously elite.

1 はじめに

ボランティア活動と政治や社会に対する批判や異議申し立てなどの「物言う」活動は、いかに結び付くのか。本稿では、ドイツにおけるボランティア支援政策を事例に、ボランティアが学校外政治教育として位置付けられる過程に光を当てる。その際、政治教育をめぐる議論を参照し、ボランティア活動と政治教育を結びつける政策実践としての「ボランティア制度」において、政治参加能力の育成と民主主義への貢献、という目的がいかに実践され、どのような課題に直面しているかを明らかにする。

政治との距離と関係性という意味で、日本とドイツのボランティア理解は大きく異なる。日本における「ボランティア」は、自発性、非営利性（無償性）、公共性（社会性・公益性）を必要条件とする活動、と定義される¹。特に「公共性」の要件が示すように、政治や社会に対する批判や権力との対峙、社会の変革を目指す社会運動もボランティア活動に含まれる²。しかしその一方、障害者による自立生活運動や反公害運動をボランティアとみなす理解が一般的ではないことが示すように「ボランティアと政治を切り離す風潮」もある³。その背景の一つとして動員論的批判がある。ボランティアが国家や市場に利用されているといった批判的視座は、楽しみや生きがいのために活動している、といった活動者の語りに影響を及ぼすと同時に、批判的な「政治」や「運動」との接続の忌避を招いた⁴。他方、第2節に詳述するように、ドイツの「市民参加（bürgerschaftliches Engagement）」は、批判性、政治性を含む包括的な概念として理解され、その促進を目指す政策のなかで発展してきた。そうした政策の中心に位置付けられるのが、連邦法に定められた「ボランティア制度（Freiwilligendienste⁵）」である。この制度の参加者は原則一年間、生活費と少額の手当、社会保険を保障され、定期的な研修を受講しつつ福祉、環境保護、スポーツ、記念碑保護などの活動に従事する。

ボランティア制度に関する研究は、2000年代初頭まで連邦または州政府の委託による調査報告が中心であったが⁶、「市民参加」への政策的期待を反映し、特に2010年代以降、教育学、社会学、政治学などを横断する学際的な研究が蓄積されてきた。なかでも「市民参加」概念を整理し、その促進を提言した連邦議会の調査委員会報告書は、徴兵制廃止後の福祉の担い手をめぐる議論の中にボランティア制度を位置づけた点で重要である⁶。また一連の政策を新たな政治的行為領域として示したオルクらの研究は、ボランティア制度研究の基盤と位置付けられる⁷。さらに政策と研究の両面で「革命」と評されるのが⁸、2011年の徴兵制停止とそれに伴う新たなボランティア制度の導入である。これは一方において、「国家による助成枠組みと市民社会的組織との緊張関係において発展しうる最善の形態」という既存の評価を揺らがせ、批判の声を高めたが⁸、もう一方においては、「ニッチ領域」ととどまらない研究領域としての発展を促した⁸。

注（ウェブサイトの最終閲覧日はすべて2022年10月21日）

- ▶1 内海成治, 2014, 「ボランティアとは何か―教育の視点から」内海成治・中村安秀編『新ボランティア学のすすめ―支援する／されるフィールドで何を学ぶか』昭和堂, 6-10頁。
- ▶2 入江幸男, 1999, 「ボランティアの思想―市民的公共性の担い手としてのボランティア―」内海成治・入江幸男・水野義之編『ボランティア学を学ぶ人のために』世界思想社, 4-21頁。
- ▶3 猪瀬浩平, 2020, 『ボランティアってなんだっけ?』岩波書店, 50-51頁。
- ▶4 仁平典宏, 2011, 『「ボランティア」の誕生と終焉―〈贈与のパラドックス〉の知識社会学―』名古屋大学出版会, 2-10頁, 402-410頁。
- ▶5 「ボランティア制度」の訳語については以下に詳述(渡部聡子, 2021, 「ドイツのボランティア支援政策における社会的包摂の展開―2019年の法改正プロセスを中心に―」『ヨーロッパ研究』21: 19-30, 注9)。
- ▶6 Deutscher Bundestag, 2002, *Drucksache 14/8900*.

- ▶7 Olk, Thomas / Klein, Ansgar / Hartnuß, Birger (Hrsg.), 2010, *Engagement-politik: Die Entwicklung der Zivilgesellschaft als politische Aufgabe*, Wiesbaden: Springer.
- ▶8 Olk, Thomas, 2015, "Freiwilligendienste zwischen zivilgesellschaftlicher Organisation und staatlichen Rahmenbedingungen", in Bibisidis, Thomas / Eichhorn, Jaana / Klein, Ansgar / Perabo, Christa / Rindt, Susanne (Hrsg.), *Zivil - Gesellschaft - Staat: Freiwilligendienste zwischen staatlicher Steuerung und zivilgesellschaftlicher Gestaltung*, Wiesbaden: Springer, S.1-20.
- ▶9 辻英史, 2021, 「現代ドイツのボランティア活動と参加政策」『公共政策志林』9: 1-19.
- ▶10 青木聡子, 2017, 「コメント:〈若者〉が〈政治〉に〈関わる〉とき」『ドイツ研究』51: 56-63.
- ▶11 小田博志, 2016, 「『窓ふき』と『聴く耳』—『行動・償いの印・平和奉仕』とインフォーマルな和解」石田勇治・福永美和子編『想起の文化とグローバル市民社会』勉誠出版, 305-336頁。
- ▶12 渡部聡子, 2021, 前掲書。渡部聡子, 2019, 「ドイツにおける市民参加促進制度の政治教育をめぐる構造的課題—環境分野の展開に着目して—」『年報 地域文化研究』22: 59-75等。
- ▶13 近藤孝弘, 2005, 『ドイツの政治教育 成熟した民主社会への課題』岩波書店。
- ▶14 寺田佳孝, 2020, 「ドイツの政治教育における『民主主義』の学習とジュニア選挙—個人の主体性および教育と政治の関係性をめぐる難題」名嶋義直・神田靖子編『右翼ポピュリズムに抗する市民性教育—ドイツの政治教育に学ぶ』明石書店, 266-291頁。
- ▶15 名嶋義直・神田靖子編, 2020, 前掲書。

日本でも長く海外の事例紹介の域を出ない状況が続いていたが、近年、参加政策の歴史的な検証における位置付けが確認されたのをはじめ⁹、社会運動研究の観点からも、抗議行動などの非制度的な政治参加との接続可能性が指摘された¹⁰。また文化人類学の観点からは、ナチ時代の加害の歴史との取り組みとしての分析がある¹¹。ただしこれらの研究はボランティア制度を中心的に扱うわけではなく、その全容及び背景にまで言及する研究は僅かである。そこで筆者は、ボランティア制度にかかわる主要な法改正を導いた政策決定プロセスの分析を続けるなかで、政治教育としての位置づけが助成要件として重要であることを指摘してきたが³、その実態については部分的な記述にとどまっている¹²。なお第3節に詳述するように、ドイツの政治教育については、日本でも優れた研究の蓄積がある¹³。政治教育は、学校教育に限定されない「家庭や学外の活動全般を通じての学習プロセス¹⁴」と理解されており、教科研究のみならず、連邦や州からの支援を受けた多様な団体による教育活動、子どもや移民・難民など特定の対象者に向けた教育についての分析も進められている¹⁵。しかしながらボランティア制度の分析は進められておらず、ドイツの議論でみられるような、ボランティア活動から得られる経験と政治的、批判的な思考や行動様式、ひいては民主主義との関係性についての考察は深められていない¹⁶。またドイツにおいては、ボランティア制度の運営を担ってきた多様な団体による教育実践について多くの研究が蓄積されてきた一方¹⁷、参加経験者や現役の参加者による活動については、教育の成果として提示されるにとどまり、彼ら自身は政治教育の担い手として見なされていない¹⁸。しかし政治教育の理解に照らせば、彼らによる非公式な活動もまた、政治教育の一環としての可能性を有すものと考えられ、その視点からの分析を試みたい。以上をふまえ、本稿ではまず議論の前提となる日本の「ボランティア」とドイツの「市民参加」概念の違いを確認する（第2節）。次いで、民主主義の基盤としての政治教育をめぐる議論を概観し、その学校外における実践について、特にボランティア制度との関連で指摘される課題を整理する（第3節）。さらに事例研究として、ボランティア制度における批判的な政治教育の概要を示したのち、参加経験者らによる活動について、聞き取り調査の結果を基に分析をおこなう（第4節）。これらの検討を通じて、政治性、批判性を孕む活動とボランティアが結び付けられ、政策として支援される過程と具体的実践、その課題について考察する（第5節）。

2 ボランティアの政治性と その社会的受容

1999年以降、5年ごとに実施されている連邦の「ボランティア調査」が対象とする「自発的参加（freiwilliges Engagement）」は、2002年の調査委員会報告書で定められた「市民参加（bürgerschaftliches Engagement）」とはほぼ同義とされる¹⁹。この「市民参加」は、「自発的に、公的領域において、利益を目

的とせず、公共の福利のために、共同で行われる活動²⁰、と定義されるが、その特徴は、政策のために作られ、政策の基盤として用いられてきたことと、広範かつ複合的な概念理解にある。連邦または州政府は、市民による自発的な活動（狭義の「ボランティア活動」）にとどまらず、投票行動、選挙運動や政策提言などの「政治参加」、デモや抗議行動などの「社会運動」を包括的に推進しようとしてきた。

ドイツで政治的、批判的な活動がボランティアと地続きの関係として理解されやすい一つ目の理由として、市民によるさまざまな活動が、福祉国家を支える機能の一つとして認められ、政治的に支援されてきたことが挙げられる。辻英史によれば、ドイツにおいて、病気や事故、高齢、失業、災害などのリスクから個人を保護する仕組み（社会的安全）は、国家機構だけではなく、市民のさまざまな参加形態を含む「福祉の複合体」によって重層的に構築されてきた。市民の参加形態は、(1) 個人または団体としての自発的な活動であるアソシエーション型、(2) 組織的、長期的に国家の財政支援を受けて活動する名誉職型、さらに (3) 現状の社会体制を批判し、抗議する行動を伴う社会運動型、の三類型に整理される²¹。この複合的な理解にもとづく「市民参加」は、1990年代末以降、財政危機、失業問題、少子高齢化、福祉政策、移民・難民の社会的統合、民主主義教育などあらゆる課題の「万能薬」とみなされ、連邦政府が主導する「参加政策（Engagementpolitik）」として促進されてきた²²。

ボランティアと政治的、批判的な活動が結び付けられやすい二つ目の理由は、社会運動型の参加形態も政策支援の対象となっていることである。社会運動型の市民参加は、1960～70年代の政治的な抗議行動、たとえば女性運動、反核平和運動、環境運動や原子力施設反対運動の延長線上にある。1960年代後半の学生運動は世界的な現象だったが、当時の西ドイツで展開された運動は、なぜナチの台頭を許したのか、という親世代への糾弾と、その権威主義的パーソナリティの拒絶をテーマとした点で特殊であった²³。原子力施設反対運動を分析した青木聡子は、こうした特殊ドイツ性が現在の社会運動に及ぼした影響として、目的達成のためではなく、抗議行動そのものを目的とする運動観を挙げた。この運動観は、緑の党や大規模な環境保護団体によって運動が制度化しても抗議行動が継続する社会の構築にも寄与している²⁴。参加政策の発端となった2002年報告書でも、抗議行動、ロビー活動、社会運動といったさまざまな政治への関わり方が、民主主義に欠かせない市民参加の一形態であると明記されている²⁵。このように、政治的決定に参加できるか否かにかかわらず、議会外、政治体制外の対抗的な活動が社会的に受容されており、政治的にも公的支援の対象とされていることは、社会運動とボランティア活動が並存する理由の一つである。

さらに三つ目の理由は、ボランティア活動を学校外政治教育（außer-schulische politische Bildung²⁶）と位置づけ、国家の責任の下で活動者の安全を確保し、その身分を保障すべき、という考え方が政治社会的に広く受容されたことである。この考え方は1964年以来、ボランティア制度を中心に展開されてきた。連邦法において、ボランティア制度は「社会的、文化的、異文

- ▶ 16 Wohnig, Alexander, 2020, "Zwischen neoliberaler Aktivierung und politischem Empowerment: Politische Bildung mit dem Ziel und Gegenstand "Engagement"", *Voluntaris*, 8(1): 88-101.
- ▶ 17 Bonus, Stefanie / Schäfer, Stefan / Vogt, Stefanie, 2019, "Non-formale Bildung in nationalen Freiwilligendiensten — zwischen beruflicher Orientierung und kritisch-emanzipatorischem Anspruch", *Voluntaris*, 7(1): 8-21.
- ▶ 18 Hennig, Dirk, 2022, "Die Entstehung der ökologischen und politischen Bildung in der FÖJ-Pädagogik als besondere Form der Bildung für nachhaltige Entwicklung", *Voluntaris*, 10(1): 125-143.
- ▶ 19 Simonson, Julia / Kelle, Nadiya / Kausmann, Corinna / Tesch-Römer, Clemens (Hrsg.), 2021, *Freiwilliges Engagement in Deutschland. Der Deutsche Freiwilligensurvey 2019*, Berlin, S.19-21.
- ▶ 20 Deutscher Bundestag, 2002, *Drucksache 14/8900*, S.38-40.
- ▶ 21 辻英史, 2016, 「社会国家の縮減か、拡大か—『福祉の複合体』の過去・現在・未来」辻英史・川越修編『歴史のなかの社会国家 20世紀ドイツの経験』山川出版社, 3-28頁。
- ▶ 22 Olk, Thomas, et al. (Hrsg.), 2010, a.a.O.
- ▶ 23 井関正久, 2005, 『ドイツを変えた68年運動』白水社, 13頁。
- ▶ 24 青木聡子, 2013, 『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開—環境志向型社会へのイニシアティブ—』ミネルヴァ書房, 233-239頁, 244-247頁。
- ▶ 25 Deutscher Bundestag, 2002, *Drucksache 14/8900*, S.151-157.

- ▶26 学校外教育は、ユネスコで提唱された「生涯学習」の概念を導入するにあたり、学校、職業訓練、高等教育機関等における定型教育 (formale Bildung) の範囲外でおこなわれる教育分野として整理された。学校外教育は、規格化はされていないが組織的な教育枠組みの下でおこなわれる不定型教育 (non-formale Bildung) と、日常生活や家庭、近所、メディア等を通した非定型教育 (informelles Lernen) に分類される。ここで主に扱うのは不定型教育である (Bonus, Stefanie, et al., 2019, a.a.O.)。なお日本では、学校外の組織的な教育枠組みを「社会教育」と呼ぶことが多い (吉田武男監修、手打明敏・上田孝典編著、2019、『社会教育・生涯学習』ミネルヴァ書房、1-13頁)。
- ▶27 Gesetz zur Förderung von Jugendfreiwilligendiensten vom 16. Mai 2008 (BGBl. I S. 842), § 53 und 4, Abs. 2.
- ▶28 Ebd., §1 Abs. 1.
- ▶29 Gesetz über den Bundesfreiwilligendienst vom 28. April 2011 (BGBl. I S. 687), §1 Abs. 1.
- ▶30 青木聡子、2017、前掲書。
- ▶31 名嶋義直・神田靖子編、2020、前掲書、iii-iv頁。

化的な能力を与え、公共の福利に対する責任感を強化する²⁷⁾ ための教育であり、若者の「学習能力 (Bildungsfähigkeit)²⁸⁾ の向上、または生涯学習²⁹⁾ の促進に寄与すべきと定められている。特に2002年の調査委員会報告書において、兵役拒否者が従事する「民間役務 (Zivildienst)」が果たしてきた役割を補完する可能性が示されてからは、徴兵制停止を見据える政策的意図とも相まって、ボランティア制度への公的支援は急増し、年間10万人が参加する規模となった。これまでボランティア制度の運営を担い、参加者を受け入れてきた非営利団体らは、自らを学校外政治教育の担い手と認識している。特に社会運動の流れを汲む環境保護団体や平和団体は、現実の政治で起こっている問題を批判し、行動することこそが民主主義の根幹を支える、という自己認識を持つ。無論、ボランティア制度の運営にかかわる団体の目的や規模は多様であり、すべての団体が同じ認識を共有しているわけではない。しかし少なくとも、若者の成熟と自律を促し、問題解決能力を育成し、民主主義の基盤を構築する、という教育的意義は共有されている。こうした実践が蓄積されてきたことで、ボランティア制度は、政治にかかわる方法の多様性を確保することに寄与してきた³⁰⁾。

ここまで見てきたように、ボランティアの政治性が受容されるためには、包括的な概念の形成に加え、政治的、批判的な活動も含む学校外教育が政策対象となっていること、さらに、教育実践を経て、現場からのフィードバックと社会的な評価が蓄積されることが重要である。一方、日本の教育をめぐっては、たびたび非政治性が指摘される。ドイツでボランティア支援を根拠づけている「政治教育」についても、その言葉自体、偏向的と捉えられる傾向があり、一般的に用いられるのは、シティズンシップ (市民性) 教育、あるいは主権者教育などの言葉である³¹⁾。現在進行形の政治問題を扱う教育実践例は少なく、とりわけ公的な学校教育における制約は大きい。そこで次節では「中立性」をキーワードに政治と教育の関係性について検討し、ドイツにおいて、ボランティアが学校外政治教育として位置づけられた歴史的経緯を示す。

3 学校外政治教育としてのボランティア

日本では、中立性が「徹底」されてきたために政治教育が存在しなかった、と指摘される一方で³²⁾、むしろ中立性は「否定」されてきた、との指摘もある。徹底と否定という一見、真逆の指摘があること自体、政治的中立性の難しさを表している。日本で「徹底」されてきたという中立性を簡略に示すと、以下二点に集約できる。第一に、論争性のあるアクチュアルな政治問題を扱わないこと、第二に、教員は個人的な主義主張を述べないこと、である。ドイツの政治教育を研究する近藤孝弘は、このように中立性が理解された要因として、戦後日本の教育行政を挙げている。1969年、当時の文部省が全国の教

- ▶32 木部尚志、2020、「政治教育について考える—右翼ポピュリズム、民主主義、教育」名嶋義直・神田靖子編、前掲書、200頁。

育委員会等に通達により、「国家・社会としては未成年者が政治的活動を行なうことを期待していないし、むしろ行わないよう要請している」ことが確認された。その結果、児童・生徒の政治意識は育む対象ではなく忌避すべき対象と認識されるようになり、学校は、権威に対する従順さを教える場となってしまった。ただ、少子高齢化とグローバル化が進む現代社会において、若者の政治的関心の低さは危機とも認識され、2015年に18歳選挙権が導入された際、先の通達も廃止された。それでもなお「教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すべき」ことが強調されている。このように、これまで「徹底」されてきたのは、論争を避け、教員は自らの主張をしない、という意味での中立性であった。他方、これまで「否定」されてきたとされるのは、ドイツにおける政治的中立性の理解である。その要点は第一に、「現実の政治問題を教室で扱う」こと、第二に、「教室の中でも議論が行われてこそ」中立性が維持される、という考え方にある。つまり教員は、自らの主張を生徒に押し付けるためではなく、生徒間の議論を促す目的であれば、自分の意見を表明することが許容されうる³³。

無論、ドイツでも、はじめからこのような理解が一般的だったわけではなく、「ボイテルスバッハ・コンセンサス」と呼ばれる共通認識の形成が契機の一つであった。1976年、革新派の研究者らと保守派との不毛な対立を收拾するため、ドイツ南西部のボイテルスバッハで開催された会議において、以下三つの原則がまとめられた。第一に、教員が特定の見解を強要することを禁じる「圧倒の禁止」、第二に、学問や政治の場で意見が分かれている問題については授業でもそのように扱うという「論争性」、第三に、生徒が自分の関心や利害に基づいて政治に参加する能力を育てることを目指す「生徒志向」、である。この共通認識が形成されたことで、多様な意見を相互に尊重する姿勢が方向づけられ、政治教育は安定的に発展してきた³⁴。

また、政治教育が連邦レベルで取り組むべき課題と位置付けられたことも重要である。ナチズムとホロコーストという過去を背負う戦後ドイツにおいて、ナチズムと決別し、民主主義の意識を確立することは、重要な政策でもあった。ただし歴史教育の研究から指摘されるように、東西ドイツが対立する冷戦下の教育は、国家としての正当性をアピールするためのものでもあった。西ドイツでは、ナチズムと社会主義を「全体主義」として結びつけ、その対抗軸として民主主義を位置づけており、東ドイツでも、ナチズムを金融資本と結託した反動政権と解釈し、ナチズムの後継である西ドイツに対抗するのが社会主義であると主張していた³⁵。このように、東西ドイツの教育には「相手の体制をナチ体制と比較することによって貶めようとした³⁶」、という共通点が見られることは念頭に置かなければならない。それでもなお、政治教育を連邦レベルの課題として取り組んできたことの意義は大きい。象徴的なのが、連邦政治教育センター（Bundeszentrale für politische Bildung）と呼ばれる政治教育を専門に扱う機関である。同センターは連邦内務省の管轄にあり、東西ドイツ統一以前のドイツ連邦共和国の首都であったボンにその本部がある。公的・私的な教育機関への政治教育や民主主義教育に関わる情

▶33 近藤孝弘，2020，「ドイツの政治教育—この政治的で歴史的なもの」名嶋義直・神田靖子編，前掲書，4-7頁，13-16頁。

▶34 近藤孝弘，2017，「政治教育への期待をめぐる考察—ドイツとオーストリアの比較から」『ドイツ研究』51：43-55。

▶35 西山暁義，2020，「ドイツにおける歴史教育と『負の過去』—戦後からの展開と現在の課題」名嶋義直・神田靖子編，前掲書，142-168頁。

▶36 川喜田敦子，2005，『ドイツの歴史教育』白水社，136-142頁。

- ▶ 37 中川慎二, 2020, 「戦後ドイツの民主化と連邦政治教育センター」名嶋義直・神田靖子編, 前掲書, 22-35頁。

- ▶ 38 Widmaier, Benedikt, 2012, "Außer-schulische politische Bildung nach 1945 - Eine Erfolgsgeschichte?", *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 62(46-47): 9-16.

- ▶ 39 Ebd.

- ▶ 40 Brombach, Hartmut, 2014, "Freiwilligendienste als Bildung", *Journal für politische Bildung*, 2: 137-145.

報提供、学術誌の発行、政治教育コンクールの実施等、多様な活動を行っている。連邦州すべてに設置された州政治教育センターをはじめ、さまざまな教育組織と広く連携している³⁷。

さらに、ボランティア制度との関連で重要なのは、政治教育の場が、連邦及び州の政治教育センターをはじめ、財団、教会、組合、政党、非営利団体、カルチャースクールなど、広く学校外に開かれていることである。ボランティア制度に限らず、政治教育の担い手としての自己認識をもつ団体も多い。学校内外の連携が必要と主張するヴィドマイヤーも、学校内では、ボイテルスバッハ・コンセンサスのうち、生徒の主体的な判断を妨げず、現実の政治問題を相互尊重のもとで議論することが重視されてきた一方、政治に影響を与える能力の涵養という意味ではむしろ、学校外での蓄積が大きいことを指摘している³⁸。また前述のように、ボランティア制度が政治教育と位置付けられてきたことは、ボランティア活動者の学びや成長という個人の次元だけではなく、民主主義的な社会の構築という社会の次元における意義を示し、公的支援を受けるうえでも重要であった。しかし学校外政治教育をめぐるのは、いくつかの課題も指摘される。

学校外教育の担い手はいずれも政治的な主義主張と無関係ではない。政治的な議論を教育の現場に持ち込まず、いわば無色透明な中立性を保つことは構造的に不可能である。前述のように、学校教育の現場では、特定の見解を強要せず、相互尊重のもとで議論するという共通認識が1970年代にはすでに形成されていた。しかし、学校外政治教育に関しては、1990年代半ば頃まで合意の必要性すら議論されることがなかった。ただしそれは、学校外教育において、特定の見解が強要されてきたことを意味するわけではない。多種多様な価値規範が混在する学校外教育の担い手にとって、「論争あってこそ」の中立性、という理解が自明だったためである³⁹。それはまた、論争性を確保しながらも「特定の見解」、つまり国家の正式な発表などの公式見解に反する意見をあえて提示する、反権威主義の現れでもある。次節に示すように、ボランティア制度の教育構想にも、公的支援を受けているからこそ批判性を維持しなければならない、との考えをみてとることができる。

ただ、こうした批判性、対抗性は、全ての学校外教育の現場で、同じ程度に共有され、重視されているわけではない。たとえばデモなどの抗議行動は、学校内教育に比べると肯定的に受け止められる傾向があるが、すべての学校外教育の担い手がその認識を共有しているとは限らない。その意味において、政治教育としてのボランティア活動をめぐる評価も二分している。現在、ボランティア活動は学校の内外で政治教育としての地位を確立し、「参加政策」の一環として支援されている。なかでも主要政策であるボランティア制度は、既存の権力関係や政治社会構造に対抗し、社会を変革するために行動する政治教育として機能している、と評価されてきた⁴⁰。しかしその一方、ボランティアとして活動する若者が社会の構造的課題に気づくことなく、むしろそれを温存してしまう、といった動員論的批判もある。つまりボランティアの支援政策には、新自由主義的な政策的意図、すなわち財政負担を軽減するための「穴埋め」という側面があるにもかかわらず、ボランティア自身がその政治的

意図に無自覚なまま活動を続けることで、根本的な問題が解決されないことが危惧されている⁴¹。このように多種多様な構造を持ち、学術的な拠り所も定まらない学校外教育の全体像を把握することは難しく、政治教育としての教育的、政策的効果の測定もきわめて困難である。以下ではこれらの限界を踏まえつつも、その具体的事例を参照し、課題について検討する。

4 ボランティア制度における政治教育の実践

ボランティア制度における政治教育は、誰が、どのように担っているのだろうか。以下では法律に定められた教育の担い手について概要を示したのち、参加者、参加経験者が政治教育の一端を担っている、という視点から分析を試みる。ボランティア制度の参加者は、食事や住居、社会保険のほか、定期的な研修の提供を受けながら活動を継続する。ボランティア制度はドイツ国内、または国外で実施される制度に大別され、国内の制度としては、義務教育修了後から27歳未満を対象とする「青年ボランティア制度 (Jugendfreiwilligendienst⁴²)」と、27歳以上の全世代を対象とする「連邦ボランティア制度 (Bundesfreiwilligendienst)」がある。活動分野も、福祉・介護、児童・青年教育、環境保護・環境教育、スポーツ、芸術、記念碑保護、災害支援など多様である。

ボランティア制度における「教育的指導 (pädagogische Begleitung)」として、以下三つが挙げられる。第一に、主に参加者の活動先で提供される、活動に必要な知識や技術などの専門的指導 (fachliche Anleitung)、第二に、主に運営にかかわる団体⁴³により提供される、活動中に生じたトラブルに関する相談や対応など、心理社会的な個人への支援 (individuelle Betreuung)、第三に、法律に定められたセミナー (Seminar) である⁴⁴。ボランティア制度では、短期かつ散発的な活動ではなく、生活保障と教育の機会を伴う長期かつフルタイムの活動が展開される。したがって、その教育について考える際には、現場での実践や指導と定期的におこなわれるセミナーが長期間にわたり結びつく、という特殊性を考慮する必要がある。運営にかかわる団体は、参加者が実践的な活動とセミナーでの省察を繰り返すなかで、政治社会的な課題を自らの生活圈や経験と結び付けながら認識するようになる、という教育的意義を共有している⁴⁵。

法律に定められるセミナー日数は年齢により大きな差がある。青年ボランティア制度に参加する場合、1年間につき計25日間のセミナーが義務付けられており、連邦ボランティア制度では、27歳以上と27歳未満で対応が異なる。27歳以上であれば活動期間1か月あたり1日のセミナーが定められるが、27歳未満の若者は、12ヶ月の活動期間につき計25日間のセミナーに参加しなければならない、そのうち5日間は連邦が主催する「政治教育セミナー」が義務付けられている⁴⁶。なお、この「政治教育セミナー」をめぐっては、連邦のみ

▶ 41 Wohnig, Alexander, 2020, a.a.O.

▶ 42 もともと別々の法律の下で行われていた社会福祉分野 (Freiwilliges Soziales Jahr) と環境保護分野 (Freiwilliges Ökologisches Jahr) における活動を、2008年に「青年ボランティア制度」として統合した経緯により、通常は複数形で表記される。

▶ 43 運営にかかわる団体は、参加者と活動先との調整役であり、セミナーの企画をはじめ運営全般を担う。厳密には制度ごとに Träger, Zentralstelle など用語が異なるが、ここでは便宜上、「運営にかかわる団体」と訳語を統一した。

▶ 44 Huth, Susanne / Aram, Elisabeth / Wagner, Susanne / Engels, Dietrich / Maur, Christine, 2015, *Abschlussbericht der gemeinsamen Evaluation des Gesetzes über den Bundesfreiwilligendienst (BFDG) und des Gesetzes zur Förderung von Jugendfreiwilligendiensten (JFDG)*, Berlin, S.135-136.

▶ 45 Schlicht, Julia / Maedler, Jens, 2021, "Freiwilligendienste als Orte politischer Bildung: Erkenntnisse aus dem 16. Kinder- und Jugendbericht", *Voluntaris*, 9(1): 173-180.

▶46 Huth, Susanne, et al., a.a.O., S.135-136.

▶47 渡部聡子, 2019, 前掲書。

▶48 青年ボランティア制度については以下の報告書を参照 (Autor:innen-gruppe Bildungsberichterstattung, 2022, *Bildung in Deutschland 2022. Ein indikatorengestützter Bericht mit einer Analyse zum Bildungspersonal*, Bielefeld, S.150-151, Tab. D5-12web.)。連邦ボランティア制度は分野ごとの参加者数を集計していないため以下を参照 (NABU in Kooperation mit BUND, 2015, *Entwicklung eines non-formalen Bildungskonzepts für Freiwillige im Natur- und Umweltschutz vor dem Hintergrund der Einführung des Bundesfreiwilligendienstes. Abschlussbericht über ein Bildungsprojekt gefördert unter dem Az 30312 von der Deutschen Bundesstiftung Umwelt*, Berlin, S.7-9.)。

▶49 BUNDとNABUの歴史的展開については以下に詳述 (渡部聡子, 2019, 前掲書)。なおBUNDは2020年以降、会員数と寄附者数を区別せず公開している (BUND, 2022, *BUND-Jahresbericht 2021*, S.31, 39-41.)。

▶50 BUND, 2015, *BFD Campus. Das Seminarkonzept für Bundesfreiwillige im Natur- und Umweltschutz*, Berlin, S.9.

を実施主体としていることから、排他的との批判がある。連邦ボランティア制度は、徴兵制と民間役務の停止に伴う福祉施設等への悪影響を最小限に抑えるため2011年に新設されたが、その際、徴兵制が再開された場合に備えて民間役務に関わる人材や施設がほぼそのまま残された。管轄の連邦家族・市民社会問題庁 (Bundesamt für Familie und zivilgesellschaftliche Aufgaben) の前身は旧連邦民間役務庁であり、傘下にある教育センターも、旧民間役務学校を改称した研修施設である。特に問題視されているのは、連邦が、政治教育の「中立性」を理由に非営利団体等を実施主体として認めていないことであり、これまで「論争あってこそ」の中立性という理解に基づいてセミナーを提供してきた非営利団体らは強く反発している⁴⁷。こうした構造的課題が提起されていることも念頭に置きつつ、以下では、批判性、対抗性をとりわけ重視してきた政治教育として、環境保護の分野で展開されてきたボランティア制度の概要を示す。

環境保護の分野におけるボランティア制度 (以下、環境ボランティア制度) は、連邦レベルでは1993年に開始された。1964年から続く福祉分野に比べると規模は小さいが、若者からの人気が高く、長期的には拡大傾向にある。参加者数の推移を見ても、2002年には年間1,600名ほどだったが、現在では青年ボランティア制度に約3,000名、連邦ボランティア制度の参加者と合わせて年間5,000名以上が参加している⁴⁸。参加者は主に、農園、自然保護・環境保護団体、動物園、植物園、国立公園、自然保護区域、州や自治体の環境部門、環境教育施設、自然博物館等において、環境保護のための広報活動、動植物や庭園の管理、環境教育の補助、リサイクル活動、緑化活動などに従事する。

環境保護団体による理論的基盤の提供

環境ボランティア制度の運営にかかわる団体のなかでも、ドイツ環境自然保護連盟 (Bund für Umwelt und Naturschutz Deutschland e.V., 以下BUND) やドイツ自然保護連盟 (Naturschutzbund Deutschland e. V., 以下NABU) といった大規模な環境保護団体は、政治教育としての教育構想に理論的な基盤を提供している。BUNDは1975年の設立以来、ドイツにおける環境運動を牽引してきた。草の根レベルの環境運動を支援する一方で、テーマごとの専門的なワークショップも開催し、世界各国とも連携している。抗議行動を続けつつも、急進化を避け、秩序ある組織を志向した結果、現在では連邦組織と16の州組織、約2,000の市町村組織に約67万4千名の会員 (寄付者含む) を有する⁴⁹。州組織としては開始時から、連邦組織としては2011年から環境ボランティア制度の運営を担っており、その教育構想のなかで、デモへの参加をテーマとするセミナーの実践例を示している (表1)。このセミナーは、デモへの参加を中心に構成されており、メディアや社会、政治に訴えかけるというデモの効果だけではなく、集団行動の際の注意点や意見の対立を解決する方法といった知識を提供している。また、デモの参加前には、デモで何をするべきか、どのような準備が必要かを考えさせるとともに、参加後には振り返りの時間を設け、デモの限界についても省察させる内容となっている⁵⁰。一方NABUは、

19世紀から続く伝統的な自然保護団体だが、ナチ政権の下で準国家的団体として特権的地位を享受した過去のため、戦後は多くの会員が、政治との関わりを極力避けることを望んだ⁵¹。1968年の学生運動に際しても沈黙を貫いたが、青年組織による変革が試みられ、約20年にわたる内部抗争を経て、幅広い環境問題を扱う団体へと変化した。現在の会員数は79万8千名に及び、約80の自然保護センターを管理しつつ、連邦議会選挙に向けた運動や気候変動デモの主催など、積極的に活動を展開している⁵²。NABUが例示する鳥類保護をテーマとするセミナーは、コミュニケーションの基礎や鳥類保護に関する知識の提供とエコツアーの企画や構想の作成、広報活動といった実践的な学びの組み合わせで構成され、最終的には自ら企画した広報資料を発表し、獲得した知識を活用させる内容となっている⁵³。

- 51 NABU, "120 Jahre für Mensch und Natur. Einblicke in die Naturschutzgeschichte", <https://www.nabu.de/wir-ueber-uns/organisation/geschichte/index.html>.
- 52 NABUの会員数に寄附者は含まれないが、バイエルン州のパートナー組織の会員約9万名が含まれる (NABU, 2022, *NABU-Jahresbericht 2021*, S.34-45.)。
- 53 BUND, 2015, a.a.O., S.10.

■表1 デモへの参加を中心に構成されたセミナーの実践例

	9:00~12:00	14:00~18:00	19:30~21:00
1日目	到着	・セミナー担当者の自己紹介と進行の確認 ・エネルギー転換デモが実施される背景 ・過去に行われたイベントの概要	・大規模デモの目的 ・過去のデモに関するメディア報道
2日目	・抗議行動やプロジェクトの基盤としてのチームワーク ・集団における思考や行動様式の特徴 ・意見の対立とその解決	・公平で平等なチームワークのための対話における節度 ・抗議行動のアイデア	自由時間
3日目	・週末のデモに向けた進行計画の作成とチーム分け	デモの構想とタイムスケジュールの作成 「準備段階ではいつ何をすべきか？」	デモのためのチェックリスト作成
4日目	・最終準備「デモの間、何をするか？」 ・農業に関するデモ「もうたくさんだ! (Wir haben es satt!)」への参加 ・エネルギー転換に取り組む団体のワークショップ		まとめの議論 「協働の限界とは？」
5日目	・後片付けと清掃 ・振り返り 「デモで何が起きたか？」	セミナー担当者らによる評価とまとめ	

(BUND, 2015を基に作成⁵⁴)

►54 Ebd., S.9.

こうしたセミナーの実践例からは、団体による重点の違いが読み取れるものの、教育をめぐる争いがあるわけではない。上記の教育構想もBUNDとNABUが共同で作成したものであり、各団体は相互尊重のもと、それぞれの得意な分野をセミナー運営に活用している⁵⁵。このように、政治社会的に大きな影響力をもつ環境保護団体が協力し、専門的な知見から理論的基盤を提供していることの意義は大きい。

►55 NABU in Kooperation mit BUND, 2015, a.a.O.

政治教育の担い手としてのボランティア

ここからは、連邦、州、非営利団体など、法律で定められた実施主体のみを政治教育の担い手として捉えるのではなく、ボランティア制度の参加者自身が果たす役割について検討する。まず、政治教育のあり方に若者の意見が反映されてきた経緯について示したのち、参加者、参加経験者による自主的な活動の実態を示していく。

環境ボランティア制度は、主体性、批判性を重視し、政治への影響力を獲得することを志向する教育構想で知られる。しかし、こうした教育構想が初めから確立していたわけではない。1980年代末、ニーダーザクセン州で試験的に導入が試みられた際には、運営を担う州環境庁の企画により、「エネルギー」をテーマとするセミナーで原子力発電所への遠足がおこなわれ、原子力に好意的な説明がなされるなど、当時の政権与党、キリスト教民主同盟（Christlich-Demokratische Union Deutschlands：CDU）の影響を色濃く受けていた。こうした状況を変化させたのは、緑の党の伸長や政権交代といった政治的要因もあるが、ボランティアとして参加した若者による影響も指摘されている。環境ボランティア制度の参加者は、はじめはアンケートを通して、次第に共同決定プロセスへの参加を通して、教育構想に影響を及ぼしていった。連邦レベルでの導入に先立って試験的な導入がおこなわれたニーダーザクセン州、バーデン・ヴュルテンベルク州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、試行後に都度、アンケート調査がおこなわれた。そのなかで明らかにされた参加者の意見、たとえばセミナーにおける座学の割合を減らし、もっと参加者が関与できる構成にしてほしい、といった要望は、その後の教育構想に反映されている。バーデン・ヴュルテンベルク州の試行では、州政治教育センターが運営を担い、環境教育と政治教育を結び付けることが試みられた。参加者には、セミナーの企画・運営に関する幅広い裁量が与えられ、参加者の強い希望により、政治的なテーマも扱われるようになった。さらにシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州での試行では、連邦や州から独立した組織としてプロテスタント系の青年団体が運営を担うこととなり、参加者主導でセミナーを企画・運営することに加え、参加者が制度設計に関与し、共同決定にかかわる「参加者代表システム（Sprechersystem）」が導入された⁵⁶。

参加者代表システムは、参加者自身の要望を連邦および州の政策に反映させるための仕組みであり、現在では連邦レベルで導入されている。その基盤となっているのが、全てのセミナーを30名程度の同一メンバー、同一の教育担当者のもとで行う「セミナーグループ」と呼ばれる原則である。各セミナーグループが持ち回りでセミナーの企画・運営を担当することにより、参加者の相互交流、議論と協働、責任感の醸成が目指されている。このグループからまず2名の代表が選出され、次に州代表が1～3名、最終的に連邦参加者代表会議（Bundesdelegiertenkonferenz）で計5名の連邦代表が選出される。連邦代表は、環境ボランティア制度の運営にかかわる団体が集まる会議、および、管轄省庁と運営にかかわる団体が集まる会議（Bund-Länder-Klausurtagung）に出席し、連邦議会議員、管轄省庁の担当者、政治家らと対面し、意見を述

▶ 56 Hennig, Dirk, 2022, a.a.O.

渡部聡子, 2018, 「ドイツにおける学校外環境教育の制度化—FÖJ促進法の成立過程に着目して—」『日本環境教育学会関東支部年報』12：43-48。

べる機会を得る。この参加者代表システムに加え、参加者が独自のプロジェクトを企画・実施することを望んだ場合には、活動先と運営にかかわる団体は、その実現のため、時間の確保や資金面、助言などをもって最大限、支援すべきことが求められる。このように、参加者の主体性と自律を重視し、民主主義的な共同決定プロセスに参加する仕組みをもって、環境ボランティア制度は「参加者が自らの意見を民主主義的プロセスに反映させる政治教育」と自己認識されている⁵⁷。

また、参加者、参加経験者による自主的な活動からは、参加者自身も政治教育の担い手としての自己認識をもっていることが示される。いくつかの州には参加経験者のネットワーク構築のための団体があり⁵⁸、連邦レベルでも、参加者の主導で設立された非営利団体「活動的な環境ボランティア制度 (FÖJ-AKTIV e.V., 以下、AKTIV)」がある。AKTIVは2005年、環境ボランティア制度の参加経験者により設立された。会員数は約120名と小規模ではあるものの、そのほとんどが環境ボランティア制度の参加者、参加経験者であり、参加者による主体的な活動の支援を目的に据えているところに特徴がある。正規の会員以外の参加者、参加経験者の自由な活動も認められているが、年に一度、選出される「理事会」に関しては、3～5名の理事のうち最低1名は、環境ボランティア制度に現役で参加していなければならない、さらに少なくとも1名は、現役の参加者または参加経験者であることが定められている。主な目的としては、(1) 環境ボランティア制度の認知度と社会的地位の向上、(2) 持続可能性の意識の向上と環境に配慮する社会の促進、(3) 環境ボランティア制度の参加者との共同プロジェクトやイベントなどの活動の実行または支援を通じ、環境保護のための活動と持続可能な開発のための教育に貢献すること、(4) 待遇の改善など、環境ボランティア制度の現在または将来の参加者が直面する課題を解決するために行動すること、が定款に掲げられている⁵⁹。実際の活動は、参加者・参加経験者が企画するプロジェクトやイベントの実施と支援が中心である。その際、AKTIV理事会や参加経験者によってノウハウの共有と助言が行われるとともに、会費と寄付金、または公的な補助金を原資とする財政的支援が行われる。

ボランティアによるボランティアのための自助グループという性格を持つAKTIVにとって、参加者と参加経験者のネットワークは重要な活動基盤である。そのため、前述の参加者代表システムと緊密に連携している。たとえば年1回行われるAKTIVの会員総会 (Mitgliederversammlung) は、通常、連邦参加者代表会議と同時に開催される。AKTIVの理事 (2019年当時) によれば、例年、初回の連邦参加者代表会議に限り、連邦家族・高齢者・女性・青年省がAKTIVの理事に対しても参加に係る費用を助成している。それ以外の活動に関する交通費や宿泊等は原則、会員の自己負担となるため、理事であっても対面で話せる機会はわずかであり、連邦参加者代表会議は、他の会員や現役の参加者と実際に会うことのできる貴重な機会だと言う⁶⁰。ただ、このように、週一回の電話会議とメールなどのツールを活用して理事会が行われてきたため、コロナ禍においても理事会は滞りなく継続され、オンラインでの企画も活発に行われた⁶¹。定期的なイベントとしては、参加者代表が企画・運

► 57 Hennig, Dirk, 2017, "BNE als Lernziel in den Freiwilligendiensten am Beispiel Freiwilliges Ökologisches Jahr (FÖJ)", Landeskongress Bildung für nachhaltige Entwicklung. Zukunftsperspektiven für Rheinland-Pfalz, 7. Juni 2017, Universität Koblenz-Landau. Förderverein Ökologische Freiwilligendienste e. V., "Politische Bildung und BNE zusammenführen", <https://foej.de/foej-2/>.

► 58 Alumni-Netzwerk der Freiwilligendienste Schleswig-Holstein e. V., <https://engagiert-in-sh.de/freiwilligendienste/alumni-netzwerk/>, Watt°N, <https://www.wattn.de/>.

► 59 FÖJ-AKTIV e.V., "Satzung des Vereins FÖJ-AKTIV e.V." (Stand 2021), <https://foej-aktiv.de/wp-content/uploads/2022/01/FÖJ-AKTIV-e.V.-Satzung-Stand-Nov-2021.pdf>.

► 60 AKTIV理事 (当時) のA氏への聞き取り調査, 2019年6月17日。

► 61 FÖJ-AKTIV e.V., "Neuigkeiten aus dem Vorstand", <https://foej-aktiv.de/aktuelles/neuigkeiten-aus-dem-vorstand/>.

- ▶ 62 Freiwilliges Ökologisches Jahr, “Der Bundesaktionstag”, <https://bat.foej.net/>.
- ▶ 63 Youth and Environment Europe (YEE), <https://yeenet.eu/>.
- ▶ 64 BUND Kreisgruppe Göttingen, “Umweltschutz europaweit—Europawahlen 2019”, <https://www.bund-goettingen.de/service/aktionen/europawahlen-2019/>.
- ▶ 65 FÖJ-AKTIV e.V., “eFÖJ-Verteiler”, <https://foej-aktiv.de/efoej/>.
- ▶ 66 FÖJ-AKTIV e.V., “FrÖJndebuch”, <https://foej-aktiv.de/froejndebuch/>.
- ▶ 67 Kultur auf Knopfdruck, “Über mich und den Werdegang von Kultur auf Knopfdruck”, <https://www.kultur-auf-knopfdruck.de/about/>.

営する「連邦行動の日（Bundesaktionstag）」が毎年開催されている。内容は主に、環境保護をテーマとするデモやワークショップであり、全国各地で活動する参加者・参加経験者が集まる。AKTIVの理事や参加経験者はノウハウの共有や助言を行い、省庁、政党、環境保護団体、地元企業などのスポンサー探しに尽力する。過去のテーマには、食品ロス、海洋プラスチックごみ、エネルギー問題などがあり、企画と資金援助が充実していれば、100名以上が集まる場合もある⁶²。その他、前述のBUNDやNABUなどの環境団体をはじめ、ヨーロッパで活動する若者のための環境ネットワーク団体⁶³とも連携している。これまでの外部資金を得たプロジェクトとしては、欧州議会選挙に向けた選挙運動⁶⁴、動物の福祉、アップサイクルなどがある。

AKTIVの活動内容からは、その自由で柔軟な発想が見てとれる。たとえば、ボランティア参加者と参加経験者とのネットワークを構築するためのさまざまな試みがある。その一つは、メーリングリストの整備である。会員以外もリストへの登録が可能であり、全ての登録者は、環境保護やボランティア制度に関する活動、イベント、プロジェクト等の情報やデモ参加への呼びかけなどを、1週間に2回以上の頻度で共有している⁶⁵。また、会員限定の「民泊」に類似するシステムも構築されており、登録者のみが閲覧できるネットワーク上で自宅住所を含めた連絡先を相互に公開し、近隣で行われるイベントやデモに参加する会員に無償で宿泊場所を提供する取り組みも行われている⁶⁶。さらに2011年には、運営資金を確保する試みの一つとして、参加経験者が運営するオンライン・ショップが開設され、環境ボランティア制度のロゴをデザインした衣類やグッズが販売されており、参加者・参加経験者が企画や運営を担当している⁶⁷。

ただ、すべてのボランティア活動がそうであるように、参加者、参加経験者による主体的な活動にもさまざまな課題がある。AKTIVの理事によれば、まず、参加者代表と連携することによる弊害がある。参加者代表との連携は、AKTIVの活発な活動を維持するうえで必要不可欠であり、積極的に活動するメンバーの多くが、環境ボランティア制度の現在または過去の参加者代表を経験している。しかしそれは、裏を返せば、全ての参加者が同じように積極的に活動するわけではない、ということでもある。参加者代表は、約30名のセミナーグループから2名の代表を選ぶところに始まり、連邦レベルでは5名に絞られる。政治的関心が高く、政治教育の担い手を自認する参加者がいる一方で、そうではない参加者も多い。プロジェクトの企画・運営といった経験を得られるかどうかは本人次第であり、活動に対する動機や、経済的、時間的制約も、人によりさまざまである。参加者代表という、いわば「エリート」が集まるAKTIVでさえ、これまでも理事会が機能せず、実質的に休眠状態だった時期もあるという。

また、環境ボランティア制度それ自体は、法律に定められ、公的な支援を受ける制度だが、AKTIVのように、制度から派生した参加者や参加経験者による活動は、あくまでも自主的、主体的な活動であり、それゆえ安定した財政基盤もない。とりわけ活動に係る交通費は、理事や参加者代表以外の、いわば「普通」の参加者の活動を妨げていると認識されており、運営にかかわ

る団体などに対し、支援を求め、働きかけが継続されている。連邦や州から補助を受けるプロジェクトも企画・運営されているものの、それを継続することは難しく、また、公的な補助金はプロジェクトに対して期限付きで交付されるため、専任の職員を設置するような財政的余裕もない⁶⁸。このようにAKTIVは、財政的な脆弱性と、参加者代表や理事の自発性、主体性に依存する構造により、活動参加者への助言や支援に関しても年度ごとの差が大きく、安定した質を持続的に保障することが難しい、という課題を抱えている。

▶68 AKTIV理事（当時）のA氏への聞き取り調査，2019年6月17日。

5 「物言うボランティア」を目指す教育の課題

ここまで、なぜドイツでは「物言う」活動とボランティアが結びつき得るのか、について検討してきた。ボランティア制度の展開が示すように、学校外政治教育としての位置づけは、ボランティアの公的支援をめぐる政治社会的な理解を得るうえでも不可欠であった。しかし、政治教育としての意義が、所与のものだったわけではない。ボランティアとして参加する若者が制度設計に関与する仕組み、その要望を構想に組み込んだ教育の実践、多様な歴史的背景をもつ環境団体らによる理論的基盤の提供が相互に作用したことで、批判的な政治教育としての評価が確立されてきた。AKTIVの事例に示されるような、参加者、参加経験者が主体的に取り組む活動や政治的な運動の数々は、批判し、行動することで民主主義社会を構築しようとする学校外政治教育のひとつの成果のようにも思われる。しかしボランティア制度の事例からは、その政治教育が、批判性の涵養、および民主主義への貢献という目的の両面において困難な課題を抱えていることが観察される。

まず、ボランティア制度の教育における「批判性」は、政治や権力に対する批判や抵抗といった社会変革の意味合いを必ずしも有しているわけではない。長期の実践経験とセミナーでの省察を結び付けるボランティア制度は、批判的な政治教育であると主張されてきた。とりわけ1990年代に入ってから開始された環境ボランティア制度は、冷戦下の西ドイツにおける資本主義体制と西側社会への組み込みや、労働者層の統合という意味での福祉国家化とは異なる文脈から生じた、との自己認識をもっている。しかし、ボランティア制度の教育において、反権威主義的な批判性が必ずしも中心にあるわけではない。たとえばボヌスらは、教育担当者の認識やセミナー構成の分析から、ボランティア制度における学びを三つの類型に分けて示した。一つ目は、現在の活動先、および将来の雇用や職業訓練で役立つ専門的、職業的な知識や技能の習得である。この類型は、活動先の団体や労働市場を活性化し、同時に、参加者自身の「就労可能性」を向上させることを目的としている。二つ目に挙げられるのが、「社会的学習（Soziales Lernen）」と呼ばれる、社会通念上適切な行動様式の獲得である。たとえば非暴力的な対立関係の克服、共感や寛容性などがこれにあたり、多元的な社会における共生や円滑なコミュ

▶ 69 Bonus, Stefanie, et al., 2019, a.a.O.

▶ 70 Die Berliner Senatsverwaltung für Wirtschaft, Energie und Betriebe, "Operationelles Programm ESF Berlin 2014-2020" (Stand: 14.05.2020), <https://www.berlin.de/sen/wirtschaft/gruenden-und-foerdern/europaeische-strukturfonds/esf-foerderperiode-2014-2020/informationen-fuer-verwaltungen-partner-eu/artikel.104921.php>, S.168-169.

▶ 71 Deutscher Bundestag, Drucksache 19/24200, S.454-455.

▶ 72 Wohnig, Alexander, 2017, *Zum Verhältnis von sozialem und politischem Lernen. Eine Analyse von Praxisbeispielen politischer Bildung*, Wiesbaden: Springer, S.64-67.

▶ 73 Wohnig, Alexander, 2020, a.a.O., S. 96-98.

ニケーションの基盤と考えられている。さらに三つ目が、批判性、解放性を特徴とする教育類型である。教育内容は、参加者との自由な対話プロセスのなかで定められ、教育担当者は、必要に応じて助言するものの、参加者の試行錯誤や省察の余地を確保する。それにより、自ら考え、自ら決定する能力の獲得を目的としており、たとえばセミナーでおこなわれる参加者の実験的な試みや、プロジェクトの企画と実現がこれにあたる⁶⁹。このように、批判性が明示されるのは三つ目の類型のみであり、その内容も、参加する若者が自ら考え、試す経験によって自己効力感を得ることに重きが置かれている。政治や権力への批判や抵抗そのものではなく、むしろその礎となる人間としての成長や成熟が主たる目的である。加えて、政策的、実質的な重心は、一つ目の類型として挙げられる専門的、職業的な学びにシフトしているとの指摘もある。特に、欧州社会基金からも財政支援を受ける一部の連邦州ではその傾向が強く、環境ボランティア制度でも、職業についての情報提供や、実践経験により、職業訓練や就職に向けた視野をひらくべきことが明記されている⁷⁰。無論、多くの参加者が、義務教育修了後の18~20歳代であり、その後の進学や就職、職業訓練を念頭に置いていることを考えると、そうした学びは若者自身が求める内容でもある。しかし、進路決定プロセスの最中にいる若者に対し、そうした「役に立つ」知識や情報を提供することは、批判性、解放性を特徴とする教育類型とは相容れず、若者の自己決定を妨げ、学ぶべき内容の押し付けとなることが懸念される。このように、ボランティア制度における教育の「批判性」は、日々の活動やセミナーのなかで一貫して徹底されているものではなく、職業的、社会的な学びと並存し、あるいは競合する教育の一要素として限定的に捉えることが適切である。

同様に、ボランティア制度が民主主義的な社会の構築に貢献しているのか、についても検討の余地がある。ボランティア制度は、若者の政治的関心を呼び起こし、民主主義への理解を深め、政治参加を促している、と主張されてきた。しかし、社会的な経験と政治的な関心や行動がいかに結びつくのか、は明らかになっていない。連邦政府が2020年に発表した第16回青少年報告書（Kinder- und Jugendbericht）でも、ボランティア制度が政治教育の一つとして扱われる一方で、社会的学習と政治的な学びが明確に区別されていないことが課題として挙げられている⁷¹。無論、社会的な経験が政治参加に結びつく場合はあるが、自動的にそうなるわけではない。しかし、ボランティア制度をはじめ、多くのボランティア活動が政治教育として推進されており、そのことを批判するヴォーニヒは、ボランティアに政治的な原因や社会的な関係性を批判的に省察させるべき、と主張している⁷²。具体的には、「なぜこの現場はボランティアを必要としているのか」、「福祉サービスに責任を持つべきなのは誰か」、「この仕事をする者が受け取る報酬として適切な金額はどのくらいか」といった問いをボランティアに投げかけ、考えさせる手法を提案している⁷³。しかし、こうした省察や批判の機会を教育プログラムに組み込んでさえいけば、政治教育として推進することに問題がない、とは言い切れない。環境ボランティア制度では、「参加者代表システム」をはじめとする民主主義を経験的に学ぶ仕組みや、ボランティアによる主体的な活動の支

援、デモへの参加を組み込んだ教育プログラムなどが実施されてきた。しかし、こうした教育プログラムは、経験が少なく、自信がない場合、受け身の姿勢でセミナーに臨む場合など、参加者によってはハードルが高く、ついていくことが難しいと感じる場合がある。特に、移民・難民の背景を持つ参加者など、言語や文化の壁がある場合は傍観、無関心、無力感につながる可能性が高い。AKTIVの理事も述べていたように、主体的な学びの機会を活かせるかどうかは、本人がもともと持っている能力や興味関心に依存するところが大きく、その意味では、批判性に特徴づけられる教育構想は、均質的なエリート像を想定している。実際に、環境ボランティア制度に参加する若者の多くが、開始時点で高い能力を持っており、参加前後で能力は向上するものの、その変化の幅はさほど大きくない、との調査結果もある⁷⁴。

ここまで検討してきたように、政治教育としてのボランティア制度は、構造面でも内容面でも多くの難題を抱えている。ただ、これまで聞き取り調査を実施してきた団体の多くが、ボランティアを「新鮮な空気」と表現し、硬直した組織や考え方に気づかせてくれる存在、と評していた。都合のいい労働力の確保、といった批判も多いが、一年間で活動者が交代し、都度、新たな人間関係を築くことは、受け入れる側にとっても簡単なことではない。もし、「新鮮な空気」の言葉通りにボランティアが受け入れられ、経済的、社会的安定を保障する法的枠組みのもと、心理的安全性をもって自由に発言し、批判する土壌が形成されているとすれば、学校外政治教育としてのボランティアにも一定の意義を見出すことができるのではないだろうか。

▶ 74 Institut für berufliche Bildung, Arbeitsmarkt- und Sozialpolitik GmbH (INBAS), 2022, *Evaluation der Kompetenzvermittlung im Freiwilligen Ökologischen Jahr in Berlin*, Offenbach am Main, S.94.

謝辞

本研究は、JSPS科研費20K20057の助成を受けたものです。聞き取り調査と匿名での調査内容の公開にご同意いただいたFÖJ-AKTIV e.V.のA氏に深謝いたします。また、静岡大学教育学部の藤井基貴先生をはじめ、静岡大学道德教育研究会の皆さまには、貴重な御助言と御討論を賜りました。この場を借りて深く御礼申し上げます。

(令和4年10月26日受理、令和5年3月31日採択)